

前回（12/24）の部会以降の変更箇所について

1 前回会議以降の主な動き

区 分	日時・期間	結果
県民意見募集 (パブリックコメント)	令和3年1月27日 ～2月19日	なし
関係団体への意見照会	令和3年1月25日 ～2月19日	意見1件 (1団体)

※ 関係団体への意見照会は、医療法 第30条の4第17項により、市町（消防機関を含む。）及び保険者協議会に実施

2 関係団体からの意見と対応方針等について

意見の内容	考え方・対応方針	該当ページ
<p>(救急医療対策)</p> <p>指標のうち、「心肺機能停止患者の一か月後の生存率」及び「心肺機能停止患者の一か月後社会復帰率」について、心肺機能停止患者の数は、すべての心肺機能停止患者数ではなく、フィルタリングされた数（心原性・目撃あり）を基に算出されたものである。現状の表現では誤解を招いてしまうため、指標名に「(心原性・目撃あり)」という表現を加え、「心肺機能停止患者 <u>(心原性・目撃あり)</u> の一か月後の生存率」及び「心肺機能停止患者 <u>(心原性・目撃あり)</u> の一か月後社会復帰率」としていただきたい。</p>	<p>指標の出典等の欄に、「<u>※心原性でかつ一般市民により心肺停止の時点が目撃された症例</u>」と付記します。</p>	<p>P92 (P14)</p>

※下線部分について、計画の記載を修正

3 第2回保健医療計画部会（12/24開催）における意見への対応

意見の内容	考え方・対応方針	該当ページ
<p>「へき地の医療対策」の目標の「看護職員数」について、改定案のR5年目標値が現行計画から減っている。国の需給推計により必要人数が減っているという説明であるが、看護職員が不足する状況は続くと思われるので、十分検討してもらいたい。</p>	<p>過疎市町の人口10万人対医療施設従事看護職員数については、「国立社会保障・人口問題研究所」の平成30年の都道府県別将来人口推計により、令和7年の広島県人口の推計値を用いて計算した結果、現行計画の令和5年の目標値より小さくなったもの。</p> <p>御指摘のとおり、目標を下方修正することになるため、現在の目標を据え置くこととし、次回計画見直し時に目標設定の仕方を含め再検討したいと考えております。</p>	<p>P111 (P20)</p>

(括弧)内のページ番号は参考資料1「新旧対照表」の該当ページを示している。

意見の内容	考え方・対応方針	該当ページ
<p>「訪問診療等の充実」に関して、県医師会では、中四国厚生局、国保連合会及び社会保険支払基金と「在宅医療の正しい保険診療、カルテの記載」等について今後共同して企画する予定。</p> <p>県にも協力をお願いすることになると思うが、在宅医療の裾野を広げるべく、保険医療としても安心してできる体制を支援していきたい。</p>	<p>県医師会から協力依頼があった場合は、県としても、是非協力していきたいと考えております。</p>	<p>P135～ (－)</p>
<p>「精神疾患対策」の「3 (3) うつ病・自殺予防対策の強化」の最終行に「自殺対策を総合的に推進していきます。」とあるが、コロナによって、今までとはずいぶん状況が変わってきている。</p> <p>失業、倒産、後遺症といった問題が深刻化していくと思われることから、総合的な推進だけではなく、「新型コロナウイルス対策に基づいた社会状況の変化、自殺状況等を調査研究する、それに基づいて対策を立てる」というような考え方を入れていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢の大きな変化も予測されます。</p> <p>失業など経済的悪化による自殺対策の強化も必要と考えており、今後の社会情勢の変化や自殺者数の動向など把握しつつ、課題に応じた対策を進めていくこととし、記載を修正いたします。</p>	<p>P77 (P11)</p>
<p>「災害時における医療対策」の「3 災害時における公的支援の在り方と精神科病院等の体制強化」について、総合支援体制は連絡網を作るだけではうまく機能せず、災害の種類によって支援の在り方等は変わってくる。</p> <p>2段落目に、「また、災害時の活動に係る研修や実地訓練を行うなど」とあるが、ここに総合支援体制の演習、各災害種別に基づいて想定される被害に対してシミュレーションを行って、それに対して、演習、机上演習でもよいので、想定される各災害種別に対する総合支援体制の演習という言葉を入れていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、災害の種類によって想定される被害状況が異なることが想定されます。そのため、想定に応じた対策が図られるよう演習内容を検討、実施することとし、記載を修正いたします。</p>	<p>P103 (P17)</p>
<p>「健康増進対策」に健康づくりの取組みとして、運動の推進や食育の改善・推進だけではなく、「社会的つながり、社会参画の推進」といった文言を付け加えると高齢者プランとの整合も図れてよいと思われる。</p>	<p>「第3章 9健康増進対策“施策の方向” 2 生活習慣病予防の推進」において、「・閉じこもりや孤食を減らし、就労や地域活動などの社会参加を進めていくことなどが重要であるため、疾病予防や介護予防などの様々な関連施策と連携し、対策を進めていきます。」と記載しております。</p> <p>⇒〔現計画P183(下から3行目)〕</p>	<p>P197 (－)</p>

(括弧)内のページ番号は参考資料1「新旧対照表」の該当ページを示している。

意見の内容	考え方・対応方針	該当ページ
<p>コロナ禍で、在宅あるいは、通所サービスの利用ができない状況もあり、通いの場だけでは足りないのではないかと。前述の「健康増進対策」に対する御意見にICTを利用した社会参加づくりということを追加してもらいたい。</p>	<p>「第3章 9健康増進対策“施策の方向” 2 生活習慣病予防の推進」に、新型コロナウイルスなどの感染症が拡大している状況においては、高齢者は、感染防止のために外出の機会が減り、体力が落ちることが懸念されるため、啓発リーフレットの配布や体操動画の発信などにより、高齢者が居宅においても健康を維持できる取組を支援していく旨の記載を追加いたします。</p>	<p>P197 (P60)</p>
<p>「健康増進対策」の項目に関し、例えば、祭りなどに参画することで健康が維持できるという側面もあるので地域にある伝統的な良いものを活かしていただきたい。</p> <p>また、へき地や離島といった医療を維持していくことが難しい環境があることから、デジタル技術（ICT）の活用について、より実証的な取組を進めていくことが必要になってくると思われるため、計画のどこかに盛り込んでいただきたい。</p>	<p>「第3章 9健康増進対策“施策の方向” 2 生活習慣病予防の推進」において、「・閉じこもりや孤食を減らし、就労や地域活動などの社会参加を進めていくことなどが重要であるため、疾病予防や介護予防などの様々な関連施策と連携し、対策を進めていきます。」と記載しております。</p> <p>⇒【現計画P183（下から3行目）】</p> <p>また、デジタル技術（ICT）の活用については、御意見を踏まえ、「第2章 第5節 医療に関する情報提供 2 ICTを活用した診療支援“目標”に、「1 医療ネットワークの推進」として記載を追加，“施策の方向”の「1 医療ネットワークの推進」に、「【必要な取組】」として記載を追加いたします。</p>	<p>P164 (P50-51)</p>
<p>「医療と介護の連携等」について、施策の方向「医療と介護の連携等の推進」の4段落目、「地域ケア会議の役割や手法などについて、地域包括支援センター職員等の理解を促進し」という形で一括りにして書いてあるが、「地域包括支援センター職員をはじめ、医療、介護の専門職等の理解を促進し」という形にして、積極的にかかわる専門職に、ここへの関りが必要であることを訴えられるような内容にしていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、「地域包括支援センター職員をはじめ、医療・介護の専門職等の理解を促進し、」に記載を修正いたします。</p>	<p>P149 (P41)</p>
<p>コロナ禍で介護予防の対象者が外に出ていなくなってきたことから、自宅での生活に対して、地域包括支援センター、保健師、民生委員も含めて地域の回れる方が高齢者に積極的な声掛けを行うような体制を是非作っていただきたい。</p> <p>また、それを永続的に計画の中に、コロナ対策を通じての新たな考え方として、より地域の連携を深めていただくような文言を入れていただきたい。</p>	<p>民生委員による見回りについては、今年度策定している第8期高齢者プランにおいて記載いたしました。</p> <p>今後も当該計画との連携、整合を図りながら、施策の展開を検討してまいります。</p>	<p>— (—)</p>

(括弧)内のページ番号は参考資料1「新旧対照表」の該当ページを示している。

意見の内容	考え方・対応方針	該当ページ
<p>「人生の最終段階における自己決定」の項目における「高齢者施設での看取りの促進」や「医療と介護の連携」にかかわることであるが、新聞に老健施設が医師を確保できないことを理由に休止届を出したという記事が出ていた。その地域では入院施設もなくなり医療行為が必要な方の受け入れ先がないという困った状況にあると思われる。</p> <p>必要な人材の確保を一法人だけで行うには限界があり、こうした事態が想定されるときに、必要な人員の確保や、事業の運営をバックアップできるような体制の整備、確保といったことを県レベルで整えていくことが、今後、必要になると考える。この計画にそのようなことを反映できるといいと思う。</p>	<p>医師の確保については、広島県地域医療支援センターにおいて、県内外の医師が多数登録している「ふるさとドクターネット広島」を活用し、様々なニーズに応じた就業相談や求人・求職者間の紹介・あっせん等を行い、県内に広く医師の確保を図っているところです。</p> <p>引き続き、当該事業を広く周知し、活用していただくことで、人材確保を支援するなど、医療提供体制の確保に努めてまいります。</p>	P151～ (一)
<p>今回の感染症の対応に当たって、高齢の方が重症化しやすいこともあり、それぞれの病院の機能を分けるときにACPの普及がされていなければ、うまく機能分化ができないのではないかとと思われる。是非、ACPの普及に尽力いただきたい。</p>	<p>今年度から新たに実施しているACP普及推進員（仮称）の養成を行うことにより、更なるACPの普及を進めてまいります。</p>	P152 (一)
<p>第1章 総論に、地域包括ケア、地域共生社会という考え方が入っているのではないかとと思うが、これに自助の能力を高めることを支援するようなニュアンスの書きぶりを入れたら、地域包括ケア、地域共生社会という考え方がまた発展していくのではないかと。</p>	<p>本県においては、これまでの福祉制度では対応できない課題へ対応しながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、令和2年4月に「広島県地域福祉支援計画」を策定し、県内全域で、県民が、社会的に誰一人孤立することなく、世代を超えて、住み慣れた場で、生き生きと暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して、施策を展開しているところです。</p> <p>今後も当該計画との連携、整合を図りながら、自助の能力を高めるための支援策を検討してまいります。</p>	P2～ (一)

(括弧)内のページ番号は参考資料1「新旧対照表」の該当ページを示している。

4 今年度策定中の他計画との整合性を確保するための修正

修正箇所	修正理由・考え方	該当ページ
第2章 安心できる保健医療体制の構築 第3節 在宅医療と介護等の連携体制	策定中の高齢者プランに連動して、調整中としていた目標値の確定や記載内容を修正	P133 ～154 (P23～47)
第3章 保健医療各分野の総合的な対策 2 障害保健対策	策定中の障害福祉計画に連動して、目標値を修正	P170 (P52)
第3章 保健医療各分野の総合的な対策 8 歯科保健対策 1 ライフステージ等に応じた歯科保健	策定中の高齢者プランに連動して、要介護者に関する記載内容を修正	P190 ～194 (P57-58)
第4章 地域医療構想の取組 2 令和7(2025)年の医療需要と医療提供体制 図表 4-8 追加的なサービス必要量の推計	策定中の高齢者プランに連動して、調整中としていた図が確定したことからの修正	P207 (P61)
第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成 2 歯科医師・歯科衛生士の確保・育成 2 歯科衛生士	策定中の高齢者プランに連動して、記載内容を修正	P244 ～246 (P66-67)
第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成 5 介護職員の確保・育成 図表 5-14 介護人材の推計	策定中の高齢者プランに連動して、調整中としていた表が確定したことからの修正	P254 (P70)

5 その他修正

修正箇所	修正理由・考え方	該当ページ
第1章 総論 第1節 基本的事項 1 計画作成の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画の期間 4 基本理念	中間見直しの趣旨等を追加し、県の総合計画等の記載について時点修正	P2～4 (P1-3)
第1章 総論 第2節 保健医療圏と基準病床数 1 保健医療圏の設定 4 疾病・事業ごとの医療圏と県境を越えた医療連携 ◆◆二次保健医療圏の見直し検討について◆◆ 2 基準病床数 図表 1-2-2 既存病床数	計画3年目に行うとしていた見直し検討について、圏域地域保健対策協議会の意見を踏まえた検討の結果、中間見直しでは二次保健医療圏を見直さず、次期計画の策定時に見直し検討を行うこととされたことから記載を修正 既存病床数を令和2年の数値に修正	P7 (P3-4)

(括弧)内のページ番号は参考資料1「新旧対照表」の該当ページを示している。

修正箇所	修正理由・考え方	該当ページ
第2章 安心できる保健医療体制の構築 第1節 がんなどの主要な疾病の医療体制 5 精神疾患対策	調整中としていた、指標名「精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）」及び「同（65歳未満患者数）」の目標値が確定したことから修正	P74 (P9)
第4章 地域医療構想の取組 ③ 病床の機能の分化及び連携の促進 1 病床の機能の分化及び連携の促進 ④ 病床の機能に関する情報提供の推進	構想策定以降の社会経済情勢の変化に即した修正等を行い、「第2章 安心できる保健医療体制の構築」の「第5節 医療に関する情報提供」において、「2 ICTを活用した診療支援」として、新たな項目を追加したことから、重複する項目を削除 構想策定以降の社会経済情勢の変化に即した修正	P208 ~211 (P62-65)
第6章 医療の安全の確保、安全な生活の確保 ③ 食品の安全衛生対策	平成30年の食品衛生法改正による記載の修正	P273 ~275 (P73-74)
第7章 計画の推進体制と評価の実施 ③ 中間評価と中間見直しの実施	中間評価及び中間見直しの実施に関する記載を追加	P282 ~283 (P75-77)

(括弧)内のページ番号は参考資料1「新旧対照表」の該当ページを示している。